

千民児協第77号
令和6年12月17日

各市町村民生委員児童委員協議会会長 様

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
会長 高橋 君枝
(公印省略)

令和7年度・令和8年度 指定民児協助成先の募集について（依頼）

平素、本会の運営並びに民生委員児童委員活動の推進につきまして格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会におきましては、民児協活動のより一層の充実強化と地域福祉活動の振興を図ることを目的に、県下の民児協を「全国互助事業 指定民児協」及び「県民児協による指定民児協」として指定しているところです。

このうち、「全国互助事業 指定民児協」については、令和7年度より新たに2ヶ所の助成先を募集いたします。

つきましては、御用繁多の折大変恐縮ですが、令和7年度の指定民児協の募集について下記により実施いたしますので、管内単位民児協にご周知の上、御応募くださるようお願いいたします。

その他、本事業に係る不明点等がございましたら、別途お問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

記

1. 指定民児協の概要

- (1) 名称 : 「全国互助事業 指定民児協」
- (2) 助成数 : 2ヶ所
- (3) 対象 : 単位民児協
- (4) 実施期間 : 令和7年度～令和8年度の2ヶ年度
- (5) 助成額 : 1民児協につき、年間10万円（2ヶ年で20万円）
- (6) 対象の活動 : 下記「2（1）重点促進活動」参照のこと。

※「（別紙）指定民生委員児童委員協議会 指定要領」内の「5. 助成金の交付」には、助成額63,000円とありますが、この金額に本会が37,000円を加算し、上記金額を助成します。

2. 重点促進活動と県民児協による活動支援

(1) 重点促進活動

「全国互助事業指定民児協」の対象事業（活動・条件）等は、別添要領の通りです。この要領記載の対象事業に加え、より実効性を伴うものとするため、下記①～⑤の具体的な重点促進活動を設定します。

なお、新規に立ち上げる活動でも構いませんが、現在実施している事業や活動のステップアップのためにもご活用ください。

- ①訪問活動／②見守り活動／③広報活動／④居場所作り
- ⑤関係機関とのネットワーク作り（行政・社協・地域包括支援センター・学校・町会・自治会等）

(2) 県民児協による活動支援

助成の決定後、助成対象となった活動に関する研修会を受講いただきます。なお、研修会に関する各種調整（講師紹介等）及び費用（講師謝金等）は、助成金とは別に、本会にて負担いたします。

※研修会の内容は、助成が決定した民児協と協議の上、開催時期やテーマ等を調整いたします。助成期間（2ヶ年度）内で1回開催。

3. 応募方法と選定方法

(1) 応募方法

別紙申込書により、令和7年3月14日（金）までに本会へご応募ください。（メールのみ）

(2) 選定方法

正副会長会議等にて選定させていただきます。（下記4記載のスケジュール参照）

(3) その他留意事項

本助成制度では、より多くの市町村民児協及び単位民児協への活動支援を考えているところです。そのため、選定に際しては、下記の点について、あらかじめご留意くださいますようお願いいたします。

- 「（別紙）指定民生委員児童委員協議会 指定要領」内、「3. 課題及び目標（2）重点活動」に記載のある重点活動での応募は可能ですが、「（上記）2. 重点促進活動と県民児協による活動支援」での応募を優先する場合があります。

- 過去に指定民児協の助成を受けたことのある民児協については、ご遠慮いただく場合があります。
- 応募が少ない場合は、過去の助成状況を見たうえで、まだ受けられていない市町村民児協に打診をすることも考えております。

4. 応募から指定民児協決定までの流れ（予定）

(令和6年度)	
12月	指定民児協募集
3月14日（金）	募集締め切り
3月下旬	正副会長会議等にて選定後、当該民児協に指定民児協助成決定と事業計画、予算書等の提出依頼
(令和7年度)	
4月下旬	事業計画等の提出期限
5月末	助成金10万円を指定口座へ振込

5. お問い合わせ・連絡先

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（渡辺）
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター
TEL：043-246-6011／FAX：043-248-0084